

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成28年12月14日以降積算基準日適用)
要領 6	<p>6. 用語の定義</p> <p>1) 能力係数</p> <p>一般的な施工条件において実施されるべき標準施工量に対する実施工量の割合をいう。</p> $\text{能力係数 (E)} = \frac{\text{実施工量}}{\text{標準施工量}}$		
現行	<p>2) 純工事費</p> <p>純工事費とは、直接工事費と共通仮設費の合計をいう。</p> <p>3) 諸経費</p> <p>諸経費とは、現場管理費と一般管理費等の合計をいう。</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p>		
同上	<p>6. 用語の定義</p> <p>1) 能力係数</p> <p>一般的な施工条件において実施されるべき標準施工量に対する実施工量の割合をいう。</p> $\text{能力係数 (E)} = \frac{\text{実施工量}}{\text{標準施工量}}$	<p>改定</p>	
改定	<p>2) 純工事費</p> <p>純工事費とは、直接工事費と共通仮設費の合計をいう。</p> <p>3) 諸経費</p> <p>諸経費とは、現場管理費と一般管理費等の合計をいう。</p> <p><u>7. 端数処理</u></p> <p><u>1) 漁港関係事業の歩掛を使用する場合、単価表の端数処理は1位止め、切り捨てとする。</u> <u>(ただし、漁港施工パッケージ単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げ)</u></p> <p><u>2) 土木関係事業の歩掛を使用する場合、単価表の端数処理は土木工事積算要領による。</u> <u>(漁港関係事業、土木関係事業の区分は土木工事積算要領(2. 積算基準の適用について)を参照)</u></p> <p><u>3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格の端数処理は土木工事積算要領による。</u></p>		

4. 合併積算等

設計業務、測量・調査業務、土質調査、磁気探査のほか、船舶及び機械製造修理工事並びに営繕工事との合併積算は、各々定められた積算基準に基づき別途に積算し、合算する。

5. 変更契約の積算

5-1 工事量減量の場合

工事量減量の場合は、その減量分に対する原積算時の材料費、労務費、直接経費等の単価による価格を減額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。

5-2 工事量増量及び追加の場合

工事量増量及び追加の場合は、その増量部分及び追加分に対する変更時の材料費、労務費、直接経費等の単価による価格を増額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。

6. 用語の定義

1) 能力係数

一般的な施工条件において実施されるべき標準施工量に対する実施工量の割合をいう。

$$\text{能力係数 (E)} = \frac{\text{実施工量}}{\text{標準施工量}}$$

2) 純工事費

純工事費とは、直接工事費と共通仮設費の合計をいう。

3) 諸経費

諸経費とは、現場管理費と一般管理費等の合計をいう。

7. 端数処理

1) 漁港関係事業の歩掛を使用する場合、単価表の端数処理は1位止め、切り捨てとする。

(ただし、漁港施工パッケージ単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げ)

2) 土木関係事業の歩掛を使用する場合、単価表の端数処理は土木工事積算要領による。

(漁港関係事業、土木関係事業の区分は土木工事積算要領(2. 積算基準の適用について)を参照)

3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格の端数処理は土木工事積算要領による。